

## 情報化テクニカルリーダー（ITL）設置要綱

（目的）

第1条 福島県デジタル社会形成推進実施要綱第12条の規定に基づき、職員の情報リテラシー向上及び情報セキュリティ対策を効果的に推進するために、情報化テクニカルリーダー（ITL）（以下「テクニカルリーダー」という。）を設置する。

（指名）

第2条 テクニカルリーダーは、別表における各部局等の各課及び出先機関等に概ね10名に対して1名とし、分所、分室等が設置されている場合は、この単位で1名追加することとし、所属長が指名する。

ただし、各地方振興局は各部毎に1名以上、その他の出先機関で職員総数が概ね20名以上の機関においては2名以上、警察本部においては警察本部全体で1名以上とし、各機関の実情に応じた人員を指名するものとする。

2 所属長は、テクニカルリーダーを指名又は変更したときは、情報セキュリティ手続きシステムによりデジタル変革課長へ報告するものとする。

（職務）

第3条 テクニカルリーダーは、所管する所属内における情報セキュリティ対策、パソコン活用能力の向上及びデジタル化促進のため、次の各号に掲げる職務を行う。

ただし、テクニカルリーダーで対応が困難な場合は、テクニカルリーダーがデジタル変革課に相談するものとする。

(1) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。

(ア) 福島県情報セキュリティポリシー、各情報セキュリティ実施手順及び福島県情報セキュリティ監査実施要綱の遵守に関すること。

(イ) 情報セキュリティ対策の職員への周知及び職場内研修に関すること。

(ウ) ソフトウェアのウィルス対策情報の周知に関すること。

(エ) ソフトウェアライセンスの適正な使用に関すること。

(2) ネットワーク機能の活用に関すること。

(ア) インターネットの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) グループウェアふくしまの操作方法に係るアドバイスに関すること。

(ウ) 所属内におけるネットワーク障害の初期対応に関すること。

(エ) 所属内におけるパソコンのフォルダ共有に関すること。

(オ) 所属内におけるグループウェア端末の初期設定に係る技術支援に関すること。

(3) グループウェア端末に対するソフトウェアのインストールやセキュリティ設定、ネットワークの設定等、端末の管理者権限の実行に関すること。

(4) 一般的に利用しているOS及びアプリケーションソフト（文書作成ソフト及び表計算ソフト）の活用に関すること。

(ア) 操作方法に係るアドバイスに関すること。

(イ) 障害時の復旧に関すること。

(支援等)

第4条 デジタル変革課長は、テクニカルリーダーがその職務を遂行するため、研修及び各種情報提供など必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、テクニカルリーダーに関し必要な事項は、デジタル変革課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

|       |              |
|-------|--------------|
| 総務部   | 企業局          |
| 企画調整部 | 議会事務局        |
| 危機管理部 | 教育庁          |
| 生活環境部 | 警察本部         |
| 保健福祉部 | 選挙管理委員会事務局   |
| 商工労働部 | 監査委員事務局      |
| 農林水産部 | 人事委員会事務局     |
| 土木部   | 労働委員会事務局     |
| 出納局   | 海区漁業調整委員会事務局 |
| 病院局   |              |